

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

1 主な施策の取組状況

- ① 性犯罪への厳正な対処
 - ・ 警察では、下記のように性犯罪捜査を充実させ、適正かつ強力な捜査を実施した。
- ② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・ 警察では、性犯罪捜査に精通した捜査幹部・捜査員を育成するための研修を実施しているほか、女性警察官・職員を性犯罪捜査員等として指定し、被害女性が安心して事情聴取に応じられる体制を構築するなど、捜査体制の整備・拡充を図っている。
- ③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組
 - ・ 警察では、性犯罪被害にあった女性がちゅうちょせず警察に届出のできる環境づくりのため、性犯罪に係る被害や捜査に関する相談を受け付ける「性犯罪被害 110 番」等の性犯罪相談電話を全国の都道府県警察に設置しているほか、女性警察官による事情聴取体制の拡充を行っている。
- ④ 精神面の被害への適切な対応
 - ・ 警察では、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。
 - ・ 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会や支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警察官や部外有識者による講演会の実施、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布などを実施している。
 - ・ 警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。
- ⑤ 各種性犯罪への対応
 - ・ 鉄道事業者等と警察が協働し、電車内における痴漢撲滅を目指して、その抑止及び検挙対策の強化に取り組んでおり、首都圏（警視庁、埼玉、千葉、神奈川の 4 都県）での痴漢対策強化期間等の実施（平成 22 年 1、4、9 月、平成 23 年 6 月）を経て、平成 23 年 10 月から近畿圏（愛知、京都、大阪、兵庫）においても併せて同期間を実施している。
 - ・ 鉄道事業者等と連携して、車内放送やポスター掲示等を通じ、痴漢防止の広報・啓発活動を行うなどにより、国民の痴漢撲滅意識の向上を図ること等痴漢防止対策を推進した。
 - ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。
 - ・ 警察では、IHC から警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。
 - ・ 盗撮事犯については、一般的に都道府県迷惑防止条例等違反で検挙している。
 - ・ ポルノ撮影等の際に行われる性犯罪については、警察では、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他必要な措置を講じている。

様式 1

2 取組結果に対する評価

- ① 性犯罪への厳正な対処
 - ・ 性犯罪に対する厳正な取締りに努め、強姦及び強制わいせつの検挙件数は、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年に比べ、それぞれ約9%増加した。
- ② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・ 警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が全国で7,022人と、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年と比べ742人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。
- ③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組
 - ・ 平成25年の性犯罪相談電話における受理件数は4,662件であり、第3次男女共同参画基本計画を策定した平成22年に比べ961件減少しているが、性犯罪の認知件数は増加傾向であるので、被害者が直接警察に被害の届出をしているものと考えられることから、性犯罪の潜在化が防止できている傾向にあると評価できる。
 - ・ 警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、平成26年には性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が全国で7,022人と、平成22年に比べ742人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。
- ④ 精神面の被害への適切な対応
 - ・ 上記施策の推進により、個別具体事案ごとの性犯罪を含む犯罪被害者の心情に配慮した対応がなされている。
- ⑤ 各種性犯罪への対応
 - ・ 警察では、被害の実態や発生状況に応じ、被害者に同行して通勤電車へ乗車するなど警戒活動を行ったほか、痴漢等被害の多発時期や多発日時を踏まえた取締強化期間等を設定し、性犯罪等を防止するとともに、被疑者を検挙するなど厳正に対処した。
 - ・ 警察では、被害相談窓口の設置や被害聴取時の二次被害に配慮した女性警察官の配置等被害者が助けを求めやすく、被害届を出しやすい環境の整備、適正捜査推進のための各種指導教養の徹底等を図った。
 - ・ 鉄道事業者に対する働きかけとして、駅構内等の警戒の他、痴漢事犯撲滅、被害防止啓発にかかるポスターの掲示や電車内アナウンスの実施、駅構内や電車内に対する防犯カメラ設置促進の働きかけ等を推進し、同啓発活動の推進を図ることができた。
 - ・ 平成25年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は781件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。
 - ・ 平成25年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181営業所、177件、288人であり、押収したわいせつDVD等は2,096,259枚であった。
 - ・ 毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成25年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。
 - ・ 盗撮事犯につき、都道府県迷惑防止条例等を適切に運用し、厳正に対処している。
 - ・ 平成25年中の迷惑防止条例等違反のうち、盗撮の検挙件数は2,722件であった。
 - ・ 警察では、盗撮事犯の抑止を図るため、広報啓発活動や取締りの強化を実施している。

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

- ① 性犯罪への厳正な対処
 - ・ 警察では引き続き、性犯罪に対して適正かつ強力な捜査を推進していく。
- ② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成
 - ・ 今後も継続的に研修を実施し、性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図っていく。
- ③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組
 - ・ 継続的に研修等を実施し、性犯罪指定捜査員等の育成と体制の拡充を図っていくなど、性犯罪被害に遭った女性がちゅうちょせず警察に届出のできる環境づくり等を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。
- ④ 精神面の被害への適切な対応
 - ・ 引き続き警察大学校等において被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施していくとともに、捜査関係者を含む警察官が適切に犯罪被害者に対応することができるよう教育の充実を図っていく。
- ⑤ 各種性犯罪への対応
 - ・ 今後とも、痴漢事犯発生実態の分析を踏まえた効果的な取締りを強化すると共に、鉄道事業者等との連携を継続し、痴漢撲滅、痴漢被害防止にかかる広報等の啓発活動を推進していく必要がある。
 - ・ 今後も IHC から通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。
 - ・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。
 - ・ 今後とも、盗撮事犯の抑止を図るため、都道府県迷惑防止条例等を適切に運用し、厳正な取締りを推進するとともに、広報啓発活動を実施していくこととしている。
 - ・ ポルノ撮影等の際に行われる性犯罪については、引き続き、被害者等の生命・身体の安全確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他必要な措置を講じる。

4 参考データ、関連政策評価等

① 性犯罪への厳正な対処

○ 強姦の認知・検挙状況の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
認知件数 (件)	1, 293	1, 193	1, 265	1, 409
検挙件数 (件)	1, 063	993	1, 097	1, 163

○ 強制わいせつの認知・検挙状況の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
認知件数 (件)	7, 069	6, 929	7, 324	7, 654
検挙件数 (件)	3, 637	3, 550	3, 946	3, 967

② 性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成

○ 全国の都道府県警察において、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
6, 280 人	6, 494 人	6, 712 人	6, 752 人	7, 022 人

(各年 4 月 1 日時点の人数)

③ 性犯罪の潜在化防止に向けた取組

○ 性犯罪相談電話における受理件数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
5, 623 件	5, 652 件	5, 766 件	4, 662 件

様式 1

○ 強姦の認知件数の推移

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1,293 件	1,193 件	1,265 件	1,409 件

○ 強制わいせつの認知件数の推移

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
7,069 件	6,929 件	7,324 件	7,654 件

○ 全国の都道府県警察において、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
6,280 人	6,494 人	6,712 人	6,752 人	7,022 人

(各年 4 月 1 日時点の人数)

④ 精神面の被害への適切な対応

○ 平成 25 年実績評価書

- ・ 業績目標（犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実）を達成するために行った施策の 1 つに「研修（被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術向上専科）の実施」が掲げられている。
- ・ 業績指標② 警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数 5,002 件（平成 25 年度）

⑤ 各種性犯罪への対応

○ これまでの取組（鉄道事業者等と協働した痴漢対策強化期間の実施）

- ・ 平成 22 年 1 月 首都圏（警視庁、埼玉、千葉、神奈川）において実施
4 月 首都圏において実施
9 月 首都圏において実施
- ・ 平成 23 年 6 月 首都圏において実施
10 月 8 都府県（首都圏 4 都県、愛知、京都、大阪、兵庫）において実施
- ・ 平成 24 年 6 月 7 都府県（首都圏 4 都県、愛知、大阪、兵庫）において実施
- ・ 平成 25 年 6 月 8 都府県（上記に同じ）において実施
- ・ 平成 26 年 6 月 同 上

○ 平成 25 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況等について

(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf03-2.pdf>)

○ コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
検挙件数	218	699	933	781

(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)

○ 盗撮（「下着等の撮影」及び「通常衣服を着けない場所における盗撮」）検挙状況

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
検挙件数（件）	1,478	1,741	1,930	2,408	2,722
検挙人員（人）	1,419	1,639	1,798	2,273	2,535

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強姦罪の見直し（非親告罪化，性交同意年齢の引上げ，構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方について検討するため，必要な調査を行った上で，平成 26 年 11 月頃から，法務省において，検討会を開催する予定である。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪に関する罰則の在り方については，計画の内容を踏まえ，平成 27 年度末までに検討する予定である。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>① 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪に関する罰則の在り方については，計画の内容を踏まえ，平成 27 年度末までに検討する予定である。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備，性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・法務省では，検察官等に対し，経験年数等に応じた各種研修を行っているところ，そのカリキュラムの一環として，性犯罪の被害者を含む犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備，性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・計画の要請を満たしている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② 性犯罪捜査体制の整備，性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・今度も同様の取組を実施する。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 _____

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進 _____

ア 性犯罪への厳正な対処等 _____

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検察当局においては、性犯罪の被害者から事情を聴取するに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>④ 精神面の被害への適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、適切に運用されるよう努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

府省名： _____ 文部科学省 _____

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

ア 性犯罪への厳正な対処等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>・児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないことであり、各教育委員会においては対策を強化するとともに、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、厳正な対応をするよう、各教育委員会に対し指導した。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>・性犯罪への厳正な対処等に資するものであったと考えられる。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・文部科学省としては、児童生徒に対するわいせつ行為等について、引き続き厳正な対応をするよう、各教育委員会に対し指導していく。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

（分野名）第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（施策名）3 性犯罪への対策の推進
イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進 内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布した。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進 地方公共団体・民間団体等に、手引きを配布することにより、地域において活用できる資源や地域の実情に応じた性犯罪被害者支援の充実が図られた。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>①ワンストップ支援センターの設置促進 地域における性犯罪被害者支援の充実が図られるよう、引き続き、手引きを活用するなどし、関係者の意識づけや連携を促進していく。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引 ～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～ http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/index.html</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

（分野名）第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（施策名）3 性犯罪への対策の推進
イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>④診断・治療等に関する支援 犯罪被害者等施策推進会議の下で、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」を開催し、同検討会は、平成25年1月、最終取りまとめにおいて、公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会が設置され、その研究を踏まえ、公費負担制度が導入されることを期待すること、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきであることなどを提言した。同年3月、犯罪被害者等施策推進会議において、同検討会の提言に従った施策の実施の推進が決定された。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>④診断・治療等に関する支援 必要な調査及び検討を行い、一定の結論を出した。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>④診断・治療等に関する支援 上記の提言内容を踏まえ、現在、警察庁において「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催して検討を行っている。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会 開催状況 http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/mental/index.html</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

（分野名）第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（施策名）3 性犯罪への対策の推進

イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>⑦専門家の養成，関係者等の連携等 内閣府において，性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間相談支援員等の養成を図るため，地方公共団体と共催で，平成24年度には「性暴力被害者等支援強化のための研修及び広報事業」等，平成25年度には，「性犯罪被害者のための支援体制構築に向けた検討会及び啓発事業」を開催した。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>⑦専門家の養成，関係者等の連携等 開催した地域においては，性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師や民間相談支援員等を活用し，性暴力被害者等を支援するネットワークが発足するなどした。</p>
<p>3 今後の方向性，検討課題等</p> <p>⑦専門家の養成，関係者等の連携等 引き続き，性犯罪被害者に対する支援体制の整備が促進されるよう，地方公共団体と協力して，地域の実情に応じた事業を実施していく。</p>
<p>4 参考データ，関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

（分野名）第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

（施策名）3 性犯罪への対策の推進

イ 被害者への支援・配慮等

1 主な施策の取組状況

① ワンストップ支援センターの設置促進

・被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として、平成 26 年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。

④ 診断・治療等に関する支援

・性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体などの関係機関の効果的な連携による性犯罪被害者支援の取組事例等について調査研究を実施した。
 ・被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として、平成 26 年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。

⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等

・性犯罪被害者支援に係る関係機関や民間団体との連携については、地域毎に状況が異なるという現状から、内閣府では平成 26 年度から、相談員の養成研修の実施、夜間の呼び出し支援、若年者に対する予防啓発等の様々な取組を実証的に調査研究することにより、被害直後及び中長期の支援が受けられる体制の整備等、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援することを目的として「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施している。

2 取組結果に対する評価

① ワンストップ支援センターの設置促進

・事業開始年度の平成 26 年度は、支援対象地方公共団体を 6 団体として募集したところ、15 都道府県区から事業計画の提出があり、独自性、波及性等様々な観点から評価を行い、9 団体の計画を採択した。

④ 診断・治療等に関する支援

・性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業を進め、現在、各事業実施団体で医師・医療従事者・弁護士・臨床心理士等と連携して総合的支援の充実を図っているところであり、その効果については、有識者が実施年度末に検証することとなっている。

様式 1

⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等

- ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」では、採択された各地方公共団体が実施したモデル事業について、有識者により、被害者支援体制の構築・強化、被害者相談機能強化、急性期における被害者支援の機構強化、広報啓発活性化の取組ごとに、その効果等を検証する。(効果の検証結果や評価の実施時期については、各実施年度の年度末。)

3 今後の方向性、検討課題等

① ワンストップ支援センターの設置促進

- ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。

④ 診断・治療等に関する支援

- ・性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することにより、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することで、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。
- ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。

⑦ 専門家の養成・関係者等の連携等

- ・「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」において、地方公共団体の連携体制・支援体制に応じた様々な取組を実証的に調査研究することで、取組ごとの課題や留意点が明らかになるとともに、これを他の地方公共団体にも周知することで、各地域における性犯罪被害者支援の推進に繋げていく。
- ・引き続き、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体における性犯罪被害者支援の取組を推進する。

4 参考データ、関連政策評価等

④ 診断・治療等に関する支援

「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」におけるモデル事業実施団体

- ・ 平成 26 年度
9 団体（北海道・群馬県・豊島区・滋賀県・大阪府・兵庫県・和歌山県・島根県・福岡県）
- ・ 平成 27 年度
11 団体を予定。
- ・ 最長 3 か年継続予定。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 3 性犯罪への対策の推進イ 被害者への支援・配慮等

1 主な施策の取組状況

- ① ワンストップ支援センターの設置促進
- 性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的として、性犯罪被害を受けた被害者が心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を1か所で受けられる「ワンストップ支援センター」を、平成22年度のモデル事業として、平成22年7月から平成23年3月まで、愛知県の病院内に開設（「ハートフルステーション・あいち」）し、同事業の結果の検証を実施した。
- ② 女性警察官等による支援
- 犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から必要となる場所、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、犯罪被害者の付添い、ヒアリング、説明等の事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を、各都道府県警察が導入している。
- ③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
- 警察では、性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者が望む性別の警察官によって事情聴取等を行っている。
 - 警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を進めるとともに、性犯罪が発生した場合に相談の受理や捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性の警察官等を指定し、体制の拡充を図っている。
 - 被害者からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心して事情聴取等に応じられるよう、応接セットの設置や照明・内装の改善等を施した被害者用事情聴取室を全国全ての警察署に整備している。
 - 被害者は、警察署や交番などに立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる被害者支援用車両を導入して、被害者からの相談や届出の受理、事情聴取などに活用している。
 - 県施設、ホテル、大学などの警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。
- ④ 診断・治療等に関する支援
- 警察では、性犯罪の潜在化防止や被害者の精神的負担を軽減する取組として、警察への届出をちゅうちょしている性犯罪の被害者から医師等が証拠資料の採取等をするための資機材を5都道県（北海道、福島県、東京都、富山県及び兵庫県）の医療機関に試行的に整備した（平成26年10月から当分の間）。
 - 性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、精神的・経済的負担の軽減に努めている。
 - カウンセリング費用の負担については、「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の提言を踏まえ、警察庁では精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者からなる「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、検討を行っている。
- ⑥ 被害者連絡等の推進
- 平成8年以降、各都道府県警察において、性犯罪被害者を始めとする身体犯罪被害者又はその遺族に対し、事件担当捜査員が捜査状況や被疑者検挙・処分状況について被害者等に対する連絡を継続して行っている。

様式 1

⑦□専門家の養成、関係者等の連携等

- ・ 関係機関と連携し、性犯罪を含めた犯罪被害者支援業務を民間被害者支援団体に業務委託している。
- ・ カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、性犯罪を含めた犯罪被害者支援業務の犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための相談・カウンセリング体制を整備している。
- ・ 再被害防止対象者に対して、再被害防止のための関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握などの再被害防止措置を実施するにあたり、加害者を収容している刑事施設、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所と密接に連携し、刑事施設等から通報を受けた情報について、提供の必要性を個別に判断した上で教示している。

2 取組結果に対する評価

① ワンストップ支援センター設置の促進

- ・ 性犯罪被害者の心身の負担の軽減の観点や性犯罪の潜在化防止の観点からも一定の効果が認められた。

② 女性警察官等による支援

- ・ 上記施策により指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等の送迎、困りごとの相談等その要望に応じた適切な支援活動を行っている。

③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

- ・ 警察では、性犯罪捜査に関する研修を実施したほか、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数が、全国で 7,022 人と、第 3 次男女共同参画基本計画を策定した平成 22 年と比べ 742 人増加しており、被害女性に対する事情聴取体制等を拡充させた。
- ・ 被害者用事情聴取室、被害者支援用車両の整備及び相談会場の借り上げによって身体的にも精神的にも極めて重い負担を負っている性犯罪の被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進することができている。

④ 診断・治療等に関する支援

- ・ 医療機関への性犯罪証拠採取キットの試行整備は、平成 26 年 10 月からの予定であり、当該取組結果に対する評価を実施するまでには至っていない。
- ・ 性犯罪の被害女性に対する被害に係る初診料、診断書料、感染症検査費用、緊急避妊費用、人工妊娠中絶費用については、全国の都道府県警察において公費負担制度の運用がなされているが、都道府県によって同制度の運用状況の水準は一定ではない。
- ・ カウンセリング費用については、平成 26 年 3 月から上記研究会を開催し、検討を進めている。

⑥ 被害者連絡等の推進

- ・ 刑法等の改正に伴って被害者連絡対象事件を常に更新しており、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者等に対する支援・配慮に漏れがないよう配意している。
- ・ 平成 24 年には英語版及び中国語版の「被害者の手引」モデル案を示し、外国人被害者に対しても被害者連絡制度を周知するよう努めている。

⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等

- ・ 現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っており、体制の充実が推進されているほか、民間被害者支援団体におけるカウンセリング体制の充実に努めている。
- ・ 都道府県警察から、再被害指定対象者の指定状況や刑事施設等との連携状況について、定期的又は随時に報告を求め、再被害防止措置の徹底を図っている。

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

- ① ワンストップ支援センター設置の促進
 - ・ 上記モデル事業の効果、運営課題等について行った検証結果等を踏まえつつ、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者の要望を十分考慮した対応に取り組んでいく。
- ② 女性警察官等による支援
 - ・ 犯罪被害者の要望に応じた適切な支援活動を行うため、指定被害者支援要員制度を引き続き推進していく。
- ③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - ・ 引き続き、性犯罪指定捜査員等の育成により捜査体制の充実を図るとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者支援用車両の活用並びに警察施設外の相談スペースの借り上げによって、被害者が安心して事件について話すことができる環境づくりを行うなど、被害者のニーズを考慮した取組を推進する。
 - ・ 男性警察官も、性犯罪被害者から精神的負担を軽減した事情聴取ができるよう研修を行う。
- ④ 診断・治療等に関する支援
 - ・ 医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行状況を踏まえ、全都道府県の医療機関に性犯罪証拠採取キットを整備することを検討する。
 - ・ 上記公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう都道府県に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。
 - ・ 性犯罪被害者に対する各種支援施策について、被害相談時のみならず各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知徹底に努めるよう指導していく。
 - ・ カウンセリング費用については、上記研究会は、平成 26 年度中に検討を進めていくこととしている。
- ⑥ 被害者連絡等の推進
 - ・ 引き続き、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者等に対する被害者連絡等を実施していく。
 - ・ 刑法等の改正があった場合には必要に応じて被害者連絡対象事件を更新するなど、被害者に対する支援・配慮に漏れが無いよう配慮する。
- ⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等
 - ・ 性犯罪の被害者の負担が軽減されるよう、今後も引き続き民間被害者支援団体を始めとした関係機関との連携を推進していく。
 - ・ 引き続き、刑事施設等と密接に連携し、再被害防止措置を実施する。

4 参考データ、関連政策評価等

- ① ワンストップ支援センター設置の促進
 - <http://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya8/houkokusyo.pdf>（「性犯罪被害者対応拠点モデル事業等の検証報告」）
- ② 女性警察官等による支援
 - 全国の指定被害者支援要員の運用状況（平成 25 年）
 - 要員数：33,687 人（うち女性 6,693 人）
 - 運用件数：34,126 件
- ③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進
 - 全国の都道府県警察において、性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
6,280 人	6,494 人	6,712 人	6,752 人	7,022 人

（各年 4 月 1 日時点の人数）

 - 警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）7 百万円（平成 26 年度）
 - ※ 男女別の数値について把握なし。

様式 1

④ 診断・診療等に関する支援

- 性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）73 百万円（平成 26 年度）
- 第 1 回犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会
<http://www.npa.go.jp/seisaku/index.htm>（警察庁ホームページ「政策全般」）

⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等

- 民間被害者支援団体における相談受理件数 24,177 件（平成 25 年度）
- 民間被害者支援団体における直接支援件数 8,150 件（平成 25 年度）
- 警察から民間被害者支援団体に対する情報提供件数 899 件（平成 25 年度）

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進
イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 ・検察当局においては、性犯罪の被害者から事情を聴取するに当たっては、事案の内容や被害者の希望等に応じ、女性の検察官が事情聴取を行うなどの措置を含め、呼出方法、事情聴取の時間・場所・方法等についてきめ細かい配慮を行っている。</p>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の促進 ・被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。</p>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>③ 被害者の心情に配慮した事情聴取等の促進 ・今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。</p>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 3 性犯罪への対策の推進
イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年に成立したいわゆる犯罪被害者保護二法によって、①証人尋問の際の付添い（刑事訴訟法第 157 条の 2）、②遮へい（同法 157 条の 3）及びビデオリンク方式（同法 157 条の 4）が導入されたことから、検察当局においては、公判廷で証人となる被害者等の精神的苦痛を軽減するため、必要に応じて、これらの制度の利用が認められるよう裁判所に対して適切に意見を述べている。 平成 19 年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者特定事項の秘匿決定（同法第 290 条の 2）、証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請（同法第 299 条の 3）が導入されたことから、検察当局においては、被害者等の意向を踏まえて裁判所に通知し又は弁護人に秘匿の要請をするなどしている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、被害者の意向等を踏まえた適切な運用がなされている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>⑤ 被害者等に関する情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも引き続き、被害者等の心情等を踏まえ、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、いずれも適切に運用されるよう努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者から暴力を受けた被害者に限るものではないが、平成 25 年には、付添いの措置を利用した証人が 116 人、遮へいの措置を利用した証人が 1,792 人、ビデオリンクの措置を利用した証人が 278 人、被害者特定事項の秘匿の決定がなされた被害者等が 4,112 人いた（最高裁判所事務総局の資料（概数）による）。 ※男女別の数値を把握していない。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

イ 被害者への支援・配慮等

1 主な施策の取組状況

⑥ 被害者連絡等の推進

・(1)被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会から加害者の仮釈放等審理に関する事項について、保護観察所から加害者の保護観察中の処遇状況等に関する事項について通知している。平成 26 年 4 月からは、保護観察中の処遇状況に関する通知事項に、専門的処遇プログラムの実施状況等を新たに追加している。

・(2)平成 11 年 4 月から、検察庁において、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施している。平成 19 年 12 月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。さらに、平成 26 年 4 月から、処遇状況に関する通知事項として、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰の状況及び褒賞の状況、少年院在院中における、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を通知している。

また、平成 13 年 10 月から、犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報を通報している。また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている。

・(3)平成 19 年 12 月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項等を関係機関に情報提供している。平成 26 年 4 月から、処遇状況に関する事項として、加害者の受刑中の懲罰の状況及び褒賞の状況を関係機関に情報提供している。

また、犯罪被害者等が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう警察から再被害防止上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、受刑者の釈放などに関する情報を関係機関に提供している。

2 取組結果に対する評価

⑥ 被害者連絡等の推進

・(1)被害者等に対する加害者の仮釈放等審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項の通知の件数は、年々増加しており、全体として被害者等への情報提供の促進が図られている。

・(2)被害者等通知制度等に基づき、被害者に対する情報提供は、適切に行われている。

・(3)情報提供は適切に行われている。

様式 1

3 今後の方向性、検討課題等

⑥ 被害者連絡等の推進

- ・(1)引き続き、被害者等に対する加害者の仮釈放等審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項の通知を促進していく。
- ・(2)引き続き、同様の施策を実施する。
- ・(3)引き続き、協力し実施する。

4 参考データ、関連政策評価等

被害者等通知制度における通知件数	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
仮釈放等審理に関する通知	2,878	3,231	3,210	3,441
保護観察中の処遇状況等に関する通知	3,585	4,525	5,295	5,832
計	6,463	7,756	8,505	9,273

※保護局作成。なお、件数は総数であり、男女別では把握していない。

検察庁における被害者等通知制度に基づく通知件数総数及び通知内容内訳の推移

	通知総数	事件の捜査処理	公判期日等	裁判結果	その他
21年	119,387	41,030	23,357	35,952	19,048
22年	130,171	42,798	24,521	35,633	27,219
23年	135,759	44,400	23,035	35,718	32,606
24年	144,228	48,790	23,293	36,954	35,191
25年	153,238	53,601	24,446	39,921	35,270

※「その他」の欄の件数は、加害者の処遇状況や釈放等に関する事項の件数である。

※男女別の数値を把握していない。

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進
イ 被害者への支援・配慮等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>⑦ 専門家の養成，関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none">・検察庁では，犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し，被害者からの様々な相談への対応等のほか，被害者の状況に応じて精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>⑦ 専門家の養成，関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none">・計画の要請を満たしている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>⑦ 専門家の養成，関係者等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none">・今後も同様の取組を実施する。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(施策名) 3 性犯罪への対策の推進イ 被害者への支援・配慮等**1 主な施策の取組状況****① ワンストップ支援センターの設置促進**

・ワンストップ支援センターに対する厚生労働省の取組は、「第 2 次犯罪被害者等基本計画」（平成 23 年 3 月閣議決定）において、ワンストップ支援センターについての啓発を医療機関に対して行うとともに、犯罪被害者支援団体等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関に関する情報を収集し、提供することとされており、啓発や情報提供等に取り組んでいるところである。

・具体的な取組としては、平成 24 年 7 月には、公益社団法人日本医師会、四病院団体協議会（一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会）に対し、内閣府が作成した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」（平成 24 年 3 月）を関係機関に周知することを依頼しており、平成 26 年 3 月の全国医政関係主管課長会議では、各都道府県に対して、犯罪被害者支援団体等からワンストップ支援センターの開設について相談があった場合には、医療関係団体等と連携しつつ、的確に対応するよう依頼している。

④ 診断・治療等に関する支援

・チーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」注を取りまとめ、医師・助産師・臨床心理士等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して暴力被害者支援に取り組んでいる実践的事例を盛り込み、ホームページで周知している。

注) 厚生労働省 チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>

⑦ 専門家の養成、関係者等の連携等

・犯罪被害者等の心のケアのため、「PTSD 対策専門研修」を実施し、PTSD に関する専門家の養成研修を行っている。

・「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」により、保健師の養成所卒業時における到達目標として、「健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）への予防策を講じること」、「健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）に迅速に対応すること」の項目を設定するとともに、助産師の養成所卒業時における到達目標として、「性感染症予防と DV 予防を啓発する」、「DV（性暴力等）の予防と被害相談者への対応、支援を行う」の項目を設定している。

様式 1

2 取組結果に対する評価

①ワンストップ支援センターの設置促進

厚生労働省としては、こうした取組により、引き続きワンストップ支援センターについての啓発や情報提供等に努めたい。

④診断・治療等に関する支援

・医療機関における暴力被害者支援の強化に資する情報の周知を行っている。

⑦専門家の養成、関係者等の連携等

・犯罪被害者等の心のケアに対応できる専門家の養成研修を、478人（平成25年度）に実施した。
・保健師・助産師の就業者数は、平成22年度以降、着実に増加しており、専門的知識・技能を学んだ保健師・助産師の養成は着実に進んでいる。

※保健師・助産師の就業者数

平成22年度 保健師 54,289人 助産師 32,480人

平成24年度 保健師 57,112人 助産師 35,185人

3 今後の方向性、検討課題等

①ワンストップ支援センターの設置促進

内閣府等関係機関と協力し、現在の状況等の把握に努める。

④診断・治療等に関する支援

・今後も引き続き、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をホームページで周知していく。

⑦専門家の養成、関係者等の連携等

・引き続き犯罪被害者等の心のケアに対応できる専門家の養成を行う。
・保健師・助産師を含めた必要な看護職員が確保されるよう、今後も引き続き、新規養成、定着促進、復職支援の全般にわたる看護職員確保対策を推進していく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

ウ 加害者に関する対策の推進等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、法務省から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者について出所情報の提供を受け、所在確認を行うと共に、必要に応じて対象者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 6 月から子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の出所情報の提供を法務省から受け、各都道府県警察において出所者の所在確認を実施してきたところ、平成 23 年 4 月からは所在確認の他、必要に応じて対象者の同意を得て面談を実施し、出所者の社会復帰にかかる支援を行うとともに、同種の事件発生時の迅速な対応に活用している。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>① 総合的な再犯防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも法務省と連携を図り、再犯防止に向けた措置が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等の妨げとならないよう配慮して継続していく。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪の対策の推進

ウ 加害者に対する対策の推進等

1 主な施策の取組状況

① 総合的な再犯防止対策の推進

・(1)法務総合研究所において、平成25年度・26年度の2か年で、特別研究「性犯罪に関する総合的研究」の実施を計画しており、同計画に基づき、各種統計資料に基づく性犯罪の動向調査、平成20年7月1日から同21年6月30日の1年間のうちで、性犯罪で有罪判決が確定した者約1,800人を対象とした実態調査のほか、その者たちに対する刑事施設及び保護観察所での処遇調査、さらには刑確定後5年を経過した時点での再犯状況調査を実施している。

・(2)法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報提供をしている。

平成17年6月から、刑事施設の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強姦、わいせつ目的略取・誘拐及び強盗強姦に係る受刑者などについて、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等を通知している。(※1)

これに加え、平成17年9月から、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結びつきやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放(予定)日、入所日、出所事由等を通知している。(※2)

2 取組結果に対する評価

① 総合的な再犯防止対策の推進

・(1)「性犯罪に関する総合的研究」については、研究計画に即して円滑に実態調査、再犯状況調査を進めており、さらには、統計学を専門とする外部協力者の協力体制を築いたことから、より精緻な分析が可能となった。

なお、本研究の成果は、平成27年12月に発刊(予定)の平成27年版犯罪白書及び平成27年度中に発行する研究部報告にて公表する予定である。

・(2)情報提供は適切に行われている。

3 今後の方向性、検討課題等

① 総合的な再犯防止対策の推進

・(1)「性犯罪に関する総合的な研究」について、引き続き研究計画に即して遅滞することなく研究を推進するとともに、平成26年10月に性犯罪に関する国際的な学会(ATSA)へ職員を派遣し、同学会で得られた最新の知見等を基に、性犯罪者に対する効果的な再犯防止施策を提言できるよう研究を充実させる。

検討課題としては、性犯罪者に対する再犯防止のためのプログラムの効果検証の分析方法等について、25年度に引き続き専門家の助言等を要請する予定である。

また、本研究では、刑確定後の5年経過後の再犯調査を実施しているものの、調査対象者のうち、強姦及び強制わいせつ罪の者の多くは未だ受刑中であったため、それらの者に対する再犯状況等について明らかにするため、今後も成行き調査を継続する予定である。

・(2)引き続き、協力し実施する。

様式 1

4 参考データ、関連政策評価等

※1 平成 26 年 5 月 31 日までに情報提供した対象者数は、1,309 人であった。

※2 平成 26 年 5 月 31 日までに情報提供した対象者数は、延べ約 23 万 4,000 人であった。

第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進
ウ 加害者に関する対策の推進等

<p>1 主な施策の取組状況</p> <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所においては、性犯罪者に対して性犯罪者処遇プログラムを実施し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させている。 															
<p>2 取組結果に対する評価</p> <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所では、毎年 800 名を超える保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施しており、性犯罪者の犯罪的傾向の改善が着実に図られている。 															
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <p>② その他の加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、刑事施設における処遇内容との一貫性に留意してプログラムを実施するとともに、プログラム終了後も個々の性犯罪者の特性に応じ、適切に指導監督・補導援護を行う。 															
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの実施人員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮釈放者</td> <td>618 名</td> <td>552 名</td> <td>542 名</td> <td>562 名</td> </tr> <tr> <td>保護観察付執行猶予者</td> <td>292 名</td> <td>298 名</td> <td>291 名</td> <td>340 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保護局作成。実施対象者はすべて男性である。</p>		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	仮釈放者	618 名	552 名	542 名	562 名	保護観察付執行猶予者	292 名	298 名	291 名	340 名
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年											
仮釈放者	618 名	552 名	542 名	562 名											
保護観察付執行猶予者	292 名	298 名	291 名	340 名											

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

エ 啓発活動の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するとともに、女性に対する暴力をなくすポスターやリーフレットを作成・配布した。また、期間中、ラジオ番組、インターネットテレビ等を通じて、性犯罪を含む女性に対する暴力の根絶を国民に呼びかけた。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、被害の潜在化を防ぎ、顕在化させるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、関係機関が連携して、国民に対して一層の広報啓発を行っており、運動のイベントであるパープ・ライトアップについては、平成24年度は全国9施設で実施したが、平成25年度には全国22か所で実施しており、成果が表れている。また、配偶者からの暴力、性犯罪、買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを、現状や課題を踏まえて、ラジオ番組等のメディアを通じて広く国民に広報することで、国民の社会認識の醸成に大きく寄与している。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、引き続き広報啓発活動を実施し、社会意識を喚起するとともに、国民の理解と協力の確保に努める。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p>

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

エ 啓発活動の推進

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を招致した会議などを通じて、都道府県警察を指導している。 ・ 女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等に関する情報は、地域住民・防犯ボランティア等に対し、防犯ネットワーク、インターネット、ミニ広報誌等の様々な媒体を活用してタイムリーに発信している。 ・ 鉄道事業者等と協働したキャンペーン等の実施により、電車内における痴漢について広報・啓発活動をしている。
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察に対する指導ができています。 ・ 女性を対象とする性犯罪等に関して様々な媒体を活用し、積極的な情報発信に努めている。 ・ 被害者となる女性の警戒心を高めるとともに、痴漢撲滅の社会的機運の醸成に努めている。
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。 ・ 今後も、関係機関や防犯ボランティア等と連携して積極的な情報発信や広報に努め、女性を対象とした性犯罪等の被害防止のための啓発及び性犯罪等の未然防止を図っていく。
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <p>○ 鉄道事業者等と協働した電車内における痴漢対策強化期間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 1 月 首都圏（警視庁、埼玉、千葉、神奈川）において実施 4 月 首都圏において実施 9 月 首都圏において実施 ・ 平成 23 年 6 月 首都圏において実施 10 月 8 都府県（首都圏 4 都県、愛知、京都、大阪、兵庫）において実施 ・ 平成 24 年 6 月 7 都府県（首都圏 4 都県、愛知、大阪、兵庫）において実施 ・ 平成 25 年 6 月 8 都府県（上記に同じ）において実施 ・ 平成 26 年 6 月 同 上

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) 3 性犯罪への対策の推進

エ 啓発活動の推進

1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに（平成25年度：12か所）、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。

また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。

・文部科学省では、平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づき、子供たちが、情報を主体的に収集・判断する能力や、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力などの育成を図っている。なお、当該学習指導要領を円滑に実施するために、全国の担当者を対象とした会議等において周知を行ってきた。

さらに、学校における指導の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ動画教材と指導手引書を作成し、全国の教育委員会に配布（平成26年度4月）した。

2 取組結果に対する評価

・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。

・平成20・21年に改訂された学習指導要領に基づいた情報教育を円滑に実施するために、全国の担当者を対象にした会議において周知を行うとともに、教員用の指導手引書の作成等を行っており、啓発活動の推進に資するものであったと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。

・引き続き、学習指導要領に基づいた情報教育を推進するとともに、今後の情報教育の在り方について検討していく。

4 参考データ、関連政策評価等